

価格を下廻る価格を以て輸出すること
を余儀なくされたのであります。この
困難な事情を打開いたしますために
に旧、経済審議院に肥料対策委員会
を設けまして肥料に関する基本方針を
確立することとし、民間有識者を委員
に委嘱してすでに審議を開始いたして
おるので、至急に結論を得て実施に移
る予定でございます。

これらの状況は多くの産業において
多少の差はありましても存在するもの
であり、このような景気停滞或いは輸
出不振の時期におきます企業の弾力
性の欠如は、特に我が国においては独
禁法等のいわゆる経済民主化立法によ
つて禁止されておるカルテル等の問題
についての反省を必要として来ておる
のであります。財閥等の支配を排除し
公正自由な取引を促進することによつ
て国民経済の円滑な発展を期せんとす
る独占禁止法の精神は、これは経済憲
法として遵守すべきものでございま
す。我が国経済の現状は先進資本主義
国に比し構造的にも相違し、又資本蓄
積を失い、更に細分化された各企業の
競争激化の趣ところは自立の力を失
つて共倒れとなる危険もあり、法の行
過ぎが却つて国民経済の発展を阻害す
る虞れもございまして、今国会に
同法の改正案を提案し、不公正な競争
等の予防的措置についてはこれを削除
し、不況の切掛け、貿易の振興、産業
の合理化等に必要の場合にはカルテル
を認める等の措置をとりたいと思つて
おります。特に貿易につきましては、
国際競争力強化のため輸出取引法を拡
大して、輸入につきましても適用する
ために輸出入取引法にこれを改め、貿
易を阻害している事情を排除するため

には、輸出入ともに協定及び組合の結
成を認める等の提案をいたしたいと存
じております。そのような景気停滞期
にありまして、とかくしわ寄せられが
ちの中小企業につきましては、年末金
融については格段の措置をとり、相当
の成果を挙げましたが、更に組織化、
系列化等の指導を徹底いたしますと共
に、金融面におきましても、新たに中
小企業金融公庫を設け、中小企業の最
も渴望しておる合理化設備資金及び長
期に亘る運転資金の融通を円滑ならし
めるようにいたすべく、法案及び予算
案を提出することにいたします。この
ほか零細企業に對しましては、国民金
融公庫に對し政府出資を三十億円増加
し、資金運用部から五十億円を貸付け
る等によつて資金を賄ひ、商工中金に
つきましても引続き商工債券の資金運
用部引受を推進し、その資金運用につ
いても円滑に行うよう配慮し、又中小
企業信用保険法を改正し、対象範囲の
拡大、担保金額の引上げ等、中小企業
関係の取引の円滑を図るよう努力いた
したいと存じます。

政府はこのような行詰り気味の現状
の打開に對し、あらゆる努力をおしま
ないところでございしますが、本来政
府の行いますことは、企業のおかれ
ておる客観条件を改善し、その障害を
除去することにあるのでありまして、
産業そのものの発展は企業者各位の創
意と責任とによつて解決さるべきもの
であるのであります。而も企業を合理
化し、生産コストを切下げて、戦後の
変則的な企業経営を是正すべき要請の
強いこと、今日にしろものはないので
あります。経営者側は単に政府の救済
等に第一に依存することなく、労使協

力し、将来の発展に備えて苦しい時期
を乗り切る覚悟を新たにしてもらいた
いというのを望んでおる次第でござい
ます。

○委員長(結城安次君) 只今大臣から
御説明がございましたが、続いて二月九
日附で政府より予備審査として提案さ
れておる輸出品取締法の一部改正案が
ございしますが、この提案理由の御説明
をしてよろしくございしますか。……統
いてどうぞ。

○國務大臣(小笠原三九郎君) 輸出品
取締法の一部改正の理由を御説明いた
します。

現行輸出品検査制度の基本法でありま
すところの輸出品取締法は、昭和二十
四年及び昭和二十六年の二回に亘り改
正を加へ今日に及んでおるのでありま
すが、その内容といたしまして、(一)先
ず、主務大臣が輸出品の品目
を指定し、そのおのづかにつきまして
等級、輸出の最低標準又は包装条件を
公示いたします。そこで(二)一般の検査
品目につきましては、輸出業者又は生
産業者が、表示の責任者となり、公示
された標準又は包装条件に基き自
家検査を行ひ、適正な等級等を
一定の様式に従ひ輸出品に表示いたし
ますれば自由に輸出することができ
るのであります。又(三)又眼鏡、家庭用ミ
シン、軸受及び鋼球のごとき特定の検査
品目につきましては、表示者を制限し
たしまして、主務大臣の登録を受けた
者又は政府機関(現在通産省工業品検
査所)のみが、適法の表示をなし得る民
主的検査制度であります。もつともこ
れらの民間における表示の勵行を確保
いたしますために五種類の政府機関が

設けられており、日夜輸出検査官が、
輸出品の臨検検査を行なつているので
あります。

この制度は、終戦後経済民主化の一
環として発足したものであります。ま
が、我が国貿易の実情に必ずしも適合
したものとはいへなく、特に最近にお
ける本邦輸出品に對する海外の批判、
即ち輸出クレームの半分以上は、品質不良
によるのであります。これを省みま
すれば、速かに現行法の一部に所要の
改正を加へ、検査制度を確立し今後ま
す競争の熾烈化を予想せられます
国際市場裡におきまして、輸出品貿易の
飛躍的振興を図るの一助といたしたい考
えでございします。

改正の第一点は、品質に関する最低
標準を設ける輸出品の範囲を拡充いた
したことであります。

即ち、現在、最低標準を定める品目
を指定いたしますには、保健、衛生、
安全、純度又は機能のみの観点からこ
れを行なつておりますが、品目により
ましては最低標準を定める必要があり
ながら、この条件によつては、指定し
得ない品目があるものであります。よつ
て、この指定条件を「品質」という包
括的観点に改め、検査を必要とする輸
出品に對しては、すべて品質の面から
輸出の最低標準を布き、粗悪品の輸出を
防止し得ることとしたのであります。

改正の第二点は、仕向地別に異なる最
低標準又は包装条件を定めることがで
きるようにいたしましたことであります。

これは、一般に輸出の最低標準(又は
包装条件)を設けました品目につきま
して、特定の地域即ち例へば文化の高
度に発達いたしました国におきまして

は、その国の需要に應じ、且つ競争品
との対抗上、一般の最低標準又は包装
条件より高いものを定める必要が生じ
て来るのであります。かような意味よ
りいたしまして、一般の最低標準と異
なる高い標準を定める規定を設けた次
第であります。

改正の第三点は、輸出品に特例を設
けたことであります。御承知のように
現行法におきましては、輸出品に一切
例外を認めておりませんが、本邦にあ
る外国公館が送付する貨物、引越荷物
等にも本法は等級の表示を要求して
おり、これは実情に適合したものと
言ひ難いので、これを適用除外といた
したいのであります。

又、風水害等に遭遇した特定の地域
における難民救済等に當てられる貨
物その他輸出品の価値を害する虞れが
ないと認められるものにつきまして
は、主務大臣の許可により本法による
表示を行わず輸出し得ることとした
次第であります。

改正の第四点は、被登録者の公共的
性格を強化し、民間検査機関としての
地位を確立しようとするものであり
ます。

現在、民間検査機関の登録制度は、
双眼鏡、家庭用ミシン、軸受及び鋼球
について行なつておりまして、登録基
準といたしましては、特別の検査機
器の種類と性能並びに検査人の知識経
験の程度のみを掲げることとなり、申
請に應じてこれらの基準に合致しまし
た者を無制限に登録いたしておるの
であります。従ひまして、登録基準が極
めて容易でありますことと関連いたし
まして、被登録者の数は、現在(二月
一日)九〇に達しておりますが、その

大部分(八〇)は、一般の会社を登録してあるものであります。これらの被登録者の実態につきましても、政府機関による随時検査を絶えず行なつておりますが、その成績は遺憾な点が頗る多し、登録制度の将来を憂慮せざるを得ない次第であります。又、海外よりの批判におきましても権威ある第三者的検査機関の公正な活動を要望する向が多いのであります。

以上二つの理由に基きまして、この種の機関の公正化を図りますと共に、その充実した活動によりまして、検査の公正を期し、本邦輸出品に対する国際信用を急速に回復いたしたい所存であります。

以上の理由によりまして、被登録者の登録基準を改めその質的向上を図りたいのであります。これがため、現在の登録基準である検査設備と検査人の知識経験のほか、新たに検査人及び事業所の数を定め、被登録者の営む事業の制限並びに人的構成の規正を通じて公正な検査を行ひ得る者を登録するよう配慮し、且つ、被登録者の数を或る程度制限して検査の無用な競争を避けることとした次第であります。

改正の第五点は、被登録者の監督を強化することでありまして、

被登録者は、前に述べましたように、登録基準の向上によりまして公益性を持つ検査機関とし誕生いたしますので、その監督も現在より強化する必要があるものであります。かような意味から被登録者の業務規程を認可制としたし、業務の休止又は廃止につきましては、一々主務大臣の許可を要することとし、且つ、現在政府機関による立入検査は、被登録者の検査設備と帳簿

とを対象といたしておりますが、今回の改正によりましてその対象を拡げ、業務の状況を検査し得る等といった次第であります。

改正の第六点は、被登録者のする処分に對し、不服のある者にも聴聞会開催の請求に應ずる途を開いたことでありまして、

御承知のように、現在政府機関のする処分に對し、不服のある場合は、聴聞会を開催し得ることとなつておりますが、被登録者の地位の改善に伴ひまして、被登録者の行なつた表示等の処分につきまして不服のある場合も、新たに聴聞会の開催を請求し得ることとし、輸出業者の利益を擁護したいと考える次第であります。

以上が今回の改正の要点であります。が、何とぞ御審議の上速かに御賛成あらんことをお願いいたす次第であります。

○委員長(結城安次君) 先ほど通産大臣から通産業一般政策に關して御説明がありましたが、そのことに關して御質疑のあるかたは續いてお願いいたします。

○西田隆男君 今通産大臣から一般施策についての説明を聞きましたが、その中で特に基礎産業である電力、鉄鋼、石炭の価格の値下の問題についてもお述べになつておるが、なほ最近の新聞紙上を見ますと、これら基礎産業の生産原価の低下という問題について、相当通産省としては御研究にもなつておるようだし、いろいろ活発に御意見もお述べになつておるようです。そこで私が通産大臣にお伺ひいたしたいのは、日本の基礎産業の電力とか

鉄鋼とか石炭とかいふものの値下を論ずる場合に、ただ当該産業の実態のみから判断して値下を論ずるといふことは、国全体の通産行政の面から誠に危

である。何となれば、当該産業の内容容如何だけで決して原価の切下はできないものではない。これは総合的な生産計画が値下の方法とマッチした場合に於いてのみその効果を上げ得るといふ大きな観点からであります。今の御説明でも、電力と鉄鋼と石炭という三つのものを掲げながら、石炭についてのみ五年後には三割の値下をする、電力と鉄鋼については五年の後にはどうなるのかといふことについてはお触れになつておらない。それならば、石炭の生産原価の中に電力とか鉄鋼といふものが非常に少いかといふとそうでもない、相当なパーセンテージを占めておると同じように、労銀の問題にも触れておらない。その他の諸経費の問題にも触れないで、ただ五年後には三割下げるといふ御説明だけでは、な

お五年後には石炭の消費量が幾らであるかといふ想定についても御説明がない。そして日本の国内で生産される石炭の数量の計画も御説明になつておらない。こういうことは口では言ひやすいが、果して通産省としては、五年後に原価の三〇%を下げるという具体的な成果があるかどうかといふ点になるといささか私も疑わしい。そこで通産大臣に具體策があれば、現在お考えになつておる程度でよろしいからどういふ方法でやるのか、石炭の生産原価の占めておる各部門のトータルのパーセンテージはどうなつておる、これとこれとは次年度幾ら、三年度、四年度幾ら、結局五年後で三〇%下げるといふ

ことについて、もつと具體的にお示し願ひたい。

○國務大臣(小笠原三九郎君) 西田さん仰せの点は誠に御尤もな点でありまして、実はすべての政策というものは総合的に立てなければならぬといふことは、これはまさに仰せの通りであります。ところで日本の今の場合、各種産業について総合的にものをやりますことはなかなか容易のわざではありませ

んので、特にこの場合国際的に高いと

いわれておる石炭について、政府がな

し得べきことをなして、そうして炭価切下に役立つなら政府のなし得べきことをなして、そうして、私のこの前の演説にもありましたように、業者の協力を得てそこでもつて炭価切下の目的を達したい、こういう点から石炭の問題を先ず取上げておる次第でございます。

そこで然らば政府はどういふことをするのといふふうに申されますと、これは政府のほうとしては税制の面で例えは今まで言われておる追加投資とか各種の問題が言われておりますが、こ

ういふものについて今大蔵省と折衝中であり相当理解を得ておるのであります。その面でも手伝ひし得るものはこれを手伝ひして行こう、そこ

で二十二の企業体に対して七十九本の堅固開きをしてこれを近代化いたしますといふと、これはやつておられるかたが計算をお出し下すつておるのではありませんが、施行する地域についてだけ申上げますと、これが七十九本四百九十億円の金でございます。す

で、完成いたしますと、現在のすべての条件を一切抜きにいたしまして考

急速にふえているから一体本社は金
利を含んでいるのかと聞いたたら、金利
は別になつておつて本社は金に含んで
おらない。そこでそういう面等を見
まして少しその辺に余地があるのじや
ないかというのを考え、又ほかの例
えは鋼材等についても、御承知のよう
に二十八年度で合理的、近代化三
カ年計画というのを完成すると値下
りになつて来ましよう。ただ西田さん
が言つたように個々の費目について見
るとそう値下りになる余地のあるもの
は少いように考えられますが、そうい
うふうには私どものほうが出した数字だ
とまだ幾分余地があるようにも見られ
ましたし、それから全体が、今いわけ
る中小の炭鉱にお出ししようという分
三十億につきましても、これはその山
を合理化され近代化することについて
お出しするような考え方になつておる
のでありまして、現在のそのまゝお出
しするわけではございませんから、丁
度堅坑開発と同じような意味の資金で
ございますからこれはもう少し活発に
働いて行くのじやないか。

ただ御指摘になつたうち一番御尤も
だと思つたのは労賃なんです。労賃は
従来調べた通りこの山も五割から五
割五分占めておるのです。この面が
合理化されて若干機械力に代つて行く
と、人の数が減つて行くという点で多
少少くなつて行くといふことはこれは
ございませう。だからこの点が割合
に大部分を占めているような炭鉱の状
況では、そう多くを望めないような感
じをその節に持つたような次第であつ
たのです。そこで今税なども余り減ら
んだらうとおつしやいましたけれども、
一つそれにつきましても大いに減ら
すように努力はしております、私ども
のほうで。そういうことでそれと交
渉をいたしておりますが、大体これは
まあ私どもの根本の立て方としては、
日本のような条件の下では、とてもア
メリカなりドイツあたりのような有力
な条件のところと違ふので、そこま
で持つて行けるとはゆめにも考えてお
りませんが、併し現在のごとくでもこ
れは何とかしてできるだけのことした
一応の目標をそこにおいて、これに對
して努力をしよう、こういふ考え方
で、そのうち政府がなすべきことを政
府として先ず進んでみずからやつて行
かうといふ考え方が根本を支配して
おるわけなんです。

○西田隆男 大体大臣の言われるこ
とはわかるのですが、別にこれは石炭
の統制をするわけでもないし、国が石
炭産業を管理するといふ考え方もな
いようですから大体わかるのですが、
併し最近のうちに余り活発に石炭の値
下をするの、鉄鋼の値下をするの、
鉄鋼の値を下げるなければ石炭の値が下
らんといふふうには放逐されますと、
誤つた解釈を国民が持つのです。石炭
が高いのはこぞつて石炭業者が利益を
むさぼつてゐるから高いのだといふ誤
つた考え方を国民に持たせて石炭に對
する指導、援助、助成をするといふこ
とは、これは何かくさいのだという感
じを国民に持たせる、これは非常にま
ずい方法です。大臣も今おつしやつた
ように石炭といふものは値段が國際的
に高い、これは止むを得ない。止むを
得ないけれどもこれではいけないから
政府も援助するし、経営者も労働者も
三位一体となつてそしてどうにかして
石炭の価格を下げようじやないかとい
うような行き方ならば、私は悪いとは
言わない。余り大げさといひますか余
り活発に放逐されますと、國民諸君に
國會を通じて一つ石炭企業の内容はこ
ういふものなんだ、だから政府が幾ら
大きな声で呼び何億億といふ金を入れ
ても、急速に値段が下るものじやない
といふことを私は言ひたい。誤りのな
いような方法で援助、指導をされるな
ら私は何も申しません。何も申しませ
んが、余りはやかにやつてもらうと
するといふ点非常に弊を起す。そして日
本の石炭企業が自然条件が悪いために
世界のどの炭鉱に比較してみても、
とても同じような能率は上りつゝこ
ない。そうすればおのずから日本の石炭
企業の生産當りの限界といふものは
当然あるはずなんです。その限界点を
考えれば従つて石炭企業といふものが
どの程度に値下できるかといふことも
一応の議論はできるわけです。それじ
や他の産業に大きい影響があるからど
うにもならないといふことになれば、
これは栗山君も言われたように炭鉱は
國有國營といふ段階に進んで行かな
ければ日本の經濟の自立はできない、貿
易もできないといふ推論も成立つので
す。そこでなおさら通産省あたりでそ
れを発表される場合にはそういう問題
も慎重に考へて、石炭の値が幾ら下げ
られるであらうといふ予測に基いての
政府の手段を一つ講じて頂きたい。こ
れは業者も労働組合も一致して考へて
行かなければならぬ問題だと思ふ。こ
れは私は特にこの席で通産大臣に希望
いたしておきます。

○國務大臣(小笠原三九郎君) 今西田
さんの御要望の点はよくわかりまし
た。私どもも最初に申し上げましたよう
に石炭行政を円満に遂行する、又私ど
もが所期しておる石炭の値下を遂行す
るには、何としても業者のかたの協力
が最も必要である、こういふふうにか
えておりますので、政府においても施
策についてなすべき分は全力を尽しか
やりますから、業者のかたも一つ心か
ら御協力を願ひまして、そして目的を
達成いたしたい、こういふことを念願
いたしておる次第でございます。

○西田隆男 一つ関連してお願
ひしたいのですが、石炭企業の合理
化、近代化をするためのいろいろな処
置をお取りになるとさつきお述べにな
りました。これは法律案としてお出し
にならないけれども、石炭企業のあるか
と思ひますが、そういう石炭企業の近
代化、合理化に對して政府のなさんと
する諸施策についての出すべき法律案
があつた場合には、今国会中にお出し
になりますか。

○國務大臣(小笠原三九郎君) 只今法
律案については何も考へておりませ
ん。

○西田隆男 併し税制その他にお
いてどうか、こうとかといふことはそ
れは必要ありませんか。

○國務大臣(小笠原三九郎君) それは
大蔵省のほうで、石炭についてばかり
じやありません。

○西田隆男 私の言つてゐるのは石
炭についてのやつです。

○國務大臣(小笠原三九郎君) 石炭に
ついてのものは出す考へはございま
せん。

○西田隆男 そうですね、これは大
蔵省と通産省との間の話で全体とし
ての法律案を出されるわけですか。

○國務大臣(小笠原三九郎君) 例えて

申しますれば、今まで坑道などにつ
いての税について問題があつたやつを
つきりするといふような事柄であり
して、或いは追加増徴をどうするか
といふ問題でありまして、これは向うの
ほうのいわゆる損金に算入するかせん
かといふ問題でありますから、これは
私のほうで特に単行法を出してどう
うといふ問題ではありませぬ。

○西田隆男 ただ通産大臣が言われ
たように、法律案を出す、出さない如
何にかかわらず、お考へになつておる
ことは早急に実現なさるお考へです
ね。

○國務大臣(小笠原三九郎君) その意
図の下に大蔵省と今盛んに折衝いた
しております。

○西田隆男 一つ頃までに……、そ
の結果ははつきりしないのですか。

○國務大臣(小笠原三九郎君) これは
税制改革、税制の改正案を出すまで
すからもう直ぐだと思ひます。

○政府委員(石原武夫君) 只今問題に
なつております石炭関係の税の問題、
例へば追加増徴等の問題ですが、或
いは坑道等の償却といふ問題があるわ
けですが、これは法律事項でございま
せん、特に声明或いは一部大蔵省の
通牒といふような運用問題がござい
ます。その辺の問題として今話を進め
ております。

○西田隆男 これは今の問題ではあ
りませんが、前國會を通りました一般
鉱害復旧に関する法律、あれに對する
予算は通産省所管なんです、実は通
産省で予算を編成してもらいたかつた
けれども、法律案審議の過程でそう
いふことにならなくて、各省で予算を計
上して通産省は主務官庁として整理す

が鉄鋼についても石炭につきましても、何も補給金政策を現在とつておりません。とつておらんが併し政府がやり得ることで何かその業者の協力を求めてやれることで、その目的を達することなら最善を尽そうといった考えから、或いは資金の面で、或いはこの金利という面、金利のことも先ほどちよつと洩らしましたが、引下かたについては交渉中であります。或いは税制の面だとかいうような工合にしろ、と政府のほうとしてやり得べき点はあるけれど手を打つておるようでは今までも、補給金そのものについては今までのところは考えておらなかつたので

○栗山農夫君 ドッジ氏が否定をされたので自由党内閣としましては補給金制度というものは採用しないという一貫の方針をとつておるといふことは私も理解しております。理解しておりますが、ドッジ氏の政策というのは朝鮮動乱前のもので、それから吉田内閣は必ずしもドッジ氏の政策を今日まで堅持しておられるとは私は感じない。特に占領政策の行過ぎは正の名の下にマッカーサー司令官の政策すらほとんど今変えようとしておる、非常な勇氣を持つてやられようとしておる場合にドッジ氏の、而も補給金制度の撤廃の思想ですね、そういうものを堅持しなかつたらんという理窟は私はどこにもない。やはり今の日本の産業が、特に基礎産業が国際的に対抗できないというところであるならば、やはりここに勇氣を持つて断行すべきであると私は考へるのであります。通商産業大臣はそこまでの御勇氣はございませんか。

○国務大臣(小笠原三九郎君) 今ちよつと言葉が足らなかつたかも知れませんが、その時分からのま何といひますか、一つの抜け切りらん考えもあつてということ、別にそれを堅持しておるといふわけではないと思ひます。同時に今年の予算を御覧下さつてもわかるように、石炭の補給金というものは相当巨額のものを要しますので、鉄鋼にしても巨額のものを要しますので、その

これまでのところまでは閣議でも……これはほんの一例ですが、栗山さんお聞及びになつたでしようが、私も輸出するだけの、例えば鉄鋼を輸出する、プラントなどの……。或いは機械類などだけについても、それに使う原料になる鉄鋼だけでも補給したらどうかという話をしたのですが、それすら閣内に異論があつてなかつた。またまらなかつたというふうな次第でありまして、それは私の微力というのか、そういうこととでもまらなかつたのですが、情勢がだん／＼變つて参りますれば、今お話をうなごことを私どもはあらゆる力を尽して、又業者のかたもあらゆる努力をされてみて、なお国際的に非常な開きがあつて、これはどうにもこれは日本でも貿易の振興は期せられなかつたといふようなことがあります。これは別個に今の補給金制度を考へる必要があると思つております。併しまあ現在も予算も提出したあとでありますし、又今のところ私もできるだけのことはして参ります。業者のかたにもできるだけのことはやつてもらいます。そういうことで一つだけだけ現在の条件だけで見ますと、五年後にはこれは私は詳しい数字を出して

おりますが、三割は大体下るといふ見込みを持つております。

○栗山農夫君 その三割下る見込みを持つておつて五十年やつてみようと、それでなお且つつけなければ、又別途のことを考へようと、補給金のことも又考へてみていいというお話ですが、これも、五年も待つちやおられんですかね、これは現実の問題として……。特に例へば造船の問題にいたつて、確安の問題にしても、鉄の問題にしても、やはり石炭に影響して来る問題が非常に多い。電力料金も勿論そうです。従つて、野放しにして補給金制度を立てることはどうかと思ひます。けれども、重点的にでもして基礎産業の生産単価を下げるという意味においては、これはやはり大臣が腹中に納めておられるだけでなしに、やはり通産當局を通じて調査をされる必要があるのではないですか。堅坑七十五本を掘ると三〇％下がるというふうな計画をされると同時に、補給金制度についてもつと真剣に原局として研究せられるべきじゃないですか。

○国務大臣(小笠原三九郎君) それは研究はいたしております。例えて申しますと、石炭が二割下れば確安のほうにどういふふうに響いて来て、確安の国際競争力にどれだけ応じ得るか、そうするとどうなるかといふことは今でも研究いたしております。電力が例へば二十八年度百二十万キロワット増えるといふことになつておりますが、それが一部石炭その他のものに動力源として變る場合には、一部しか変りませんが、一部變る場合に、どれだけ變つてどうなるかといふような計算等をも立てさせております。それから昨年

から本年へかけて重油が安いので、少し石炭で重油に転換しておる部分があります。そういうものがどういふ影響をしておるかといふようなことも今調べさせておりますが、そのほかにもこれだけの補給金でこれだけということでは、どうしてもこれだけの補給金を要するといつたようなもの等については調べてはおります。調べておりました、今五年間はこうだといふことを申して、五年間も便々と待つておつて、五年後にそれではうまく行かなかつたから、それじゃ補給します、そんな呑気な考えは持つておりません。これは率直に申上げます。少し模倣を見ますればわかつて参りますから……

○栗山農夫君 私はなぜそういうことを申上げると申しますと、石炭オンリーの考えだけでなくて、關係する重要産業の点も併せて考へて、そういうことを言つておるので、例えば電力の問題にしても、最近開発されて行く新しいコストの高い新発電所の発生する電力、これの単価が高いために、一部にはまあ値上げではないでしようけれども、コスト高による料金の是正というものは何と考へられておるやうに私どもは思つておる。更に大臣も御承知だと思ひますけれども、今日電気事業者は競つてやはり火力設備の創設を計画しております。ます／＼私は料金単価といふものは高くならざるを得ない必然的なものを持つておると思ひます。只今ですら一般料金はもうアメリカの料金よりちよつと高くなりまして、大口のほうは若干安いけれども、もう少し火力発電量を殖やして行けばずつと又上つて来る。これは非常な上り方になる。従つて石炭の問題をこの

まま放置しておくといふことは私は由由しいことであると思ふので、新聞に非常に、まあトップ活字で何回かお出しになりましたが、あれの裏付けを一つしつかりして頂きたい、これだけ希望しておきます。

それから第二の質問ですが、実は昨年の暮に名古屋の東亜合成が爆発をいたしました。国会でも問題にして、又近くは府中の火薬工場の爆発がありまして、その他二、三まだこのほかにも同じようなことがあることは皆さん御承知だと思ふ。で、只今の情勢から言いますと、兵器製造法案、それから化学工場の発展も、相当私も今の情勢でも目覚ましいものがあるのじやないかと予測せられるのですが、そういう場合に非常に爆発の危険を伴うような工場設備が現にあり、又将来も創設されて行くといふ場合に、その工場の保安といふことについては、やはり格段の私には行政的な措置を講じなかつたやいなところと思ひます。只今石炭関係は欽山保安法がございまして、一応強い監督が行われておるわけでありまして、こ

ういふ石炭以外の危険物を扱う生産工場の保安について、どういふお考えをお持ちになつておるか、これを先ずお伺ひたい。

○国務大臣(小笠原三九郎君) 東亜合成のときは、あれはちよつと何といひますか、法の盲点のような恰好になつておりました。そういう保安的な規定が、法的根拠がなかつたやうでありまして、新しい電気設備でありましたために……。それから今度の府中の場合はこれは何か本当に花火工場のやうなもので、実は通産省が関手するところまで行かなかつたといふことであ

りましたけれども、いずれにしても、あれだけの人命を傷付けたことは誠に申訳ないと思つて、御同情に堪えんと思つております。保安設備については、大体できるやうになつておつたとは思は承知しておりますが、誰かおりましたか。担当の者がおりませんから、この次にこれ／＼こういうものがあつてこうした、これが足らんという点がありましたら、御遠慮なく指摘して下さい。私も早速に申し上げます。

○栗山良夫君 今まで起きた事故の真相を徹底的に究明されて、再び同じことを繰返さないやうに、大臣の手許において措置されることは、これは当然の義務だと思つております。私の申し上げておることは、今大臣のお言葉の中にも、例えて申上げるならば、東亜合成の爆発事故というものは、新しい火薬を使つておつたのだ、技術的には至らない面があつて、止むを得なかつたのだというやうな意味の御発言であつたのですが、それではちよつと了承しかねるのです。例えば最近の新しい工業を御覧になればわかりますが、米國或いは歐洲のバテントを生で日本に持つて来て、そしてまだ技術的によくわからない程度においてどん／＼企業化し、生産に入つておる。そういう実態があるのに、大臣の今のお話をそのまま理解して行けば、爆発はいくら起きてもしょうがない、こういうことになる。それでは困るので、やはり当局として工場保安についてはつきりした一つの基本態度をおきめになつて、そして然るべき措置をせられる義務があるのじやないかということをおし上げておるのです。

○國務大臣(小笠原三九郎君) 私どももその義務を痛感しております。今どういうふうな私の言葉をとおりになつたか知りませんが、私は止むを得なかつたとは思はなかつた。法の盲点であつた。法にはそういうものを取締るものがなかつたというのを申し上げたのであつて、法の盲点であつて、誠に申訳なかつたというのを申し上げたつもりであります。府中の場合も、通産省が監督するところまで行つておらなかつたものでございまして、これも私も私どもとしてあれだけの死傷者を出したことに對しては、誠に申訳ないと思つております。従ひましてこうした取締りについて全力を尽くすことは、これはまさに私どもの義務であると思つております。何か名古屋のあと、直ぐ措置をとるやうに言つておりましたので、どういふやうになつておりますか。……盲点があれば、その盲点を早くなおさなければならぬやないかと思つて、あの当時みんなそれ／＼の責任者が責任を痛感したから、だから何か措置をとつたことと私は思つております。

○栗山良夫君 それでそれはやはり個別の問題について対策をあとから講ずるといふのでは手遅れであるので、やはり工場保安に對する体系的な一つの立法措置が必要ならば、そういうものをやはり早目に、手遅れにならないやうにとる必要が私はあると思つております。そこで大臣の大体お考えはわかりましたが、もう一点重ねて伺つておきたいのは、只今の大体日本の産業界の動向を見ますと、こういつたやうな非常に危険を伴ふやうな生産設備ですね。こういうものはやはり将来増加するやうに私は考えるのですが、そ

れをお認めになるかどうかということなんです。そういうことをお認めになるならば、これは早急にやはり体系的な一つの御措置をとつておかれる必要があるのじやないか、こういうやうに考えるわけでありまして。

○國務大臣(小笠原三九郎君) 栗山さんの言われる通り、この頃そういうことを耳にしますので、例えて言うやうに兵器産業などがちよつとはやつて来る、何か紡績工場をなおして、そこでちよつと弾を造るとか何とか言つて、これは事実かどうか知りませんが、そういうことを言つて来た人があります。若し事実であれば、これは非常に危いことであるので、従つて何とくとも必要があると思つて、當時、私はあの時分相当頭を悩ましたか、何かそういう措置をとつたとは思いますが、根本的にそういう措置をとるやうに至りました。

○栗山良夫君 わかりました。それではここでこれは御注文を申し上げおきますが、東亜合成、或いは府中の事故、その他ここ一年ぐらゐる／＼な事故がありましたが、そういうものを一応御報告願ふと同時に、只今企業化されつつあるやうな／＼な企業の中で、大体その生産工程において爆発の危険を認められるやうな部門ですね。そういうたやうなものを一応御調査を願つて、そして一つ技術的な全貌を一つお知らせを願ひ、それから更にどういふ態度で行くかというやうなことも、成るべく早くこの委員会一括してお願いしたいと思ひます。

○國務大臣(小笠原三九郎君) 承知しました。

○栗山良夫君 それからその次に、先ほど大臣は御答弁の中で、いわゆる産業政策なるものをずつとお述べになつたのでありますが、本会議の演説とまあ大体大同小異だと私は思ひますが、その中で中小企業対策は、中小金融公庫法案を提出して財政投資を集中的に行ふやうにしたから御安心されたいというお話でございますが、これについては法案が出ましたときに、いづれ又意見を申上げることにしまして、もの考へ方を伺つておきたい。この委員会においては、中小企業に對するいろいろな施策が必要であります。その中で金融の問題については特別会計の制度を認められたい、こういうことを強く要請したわけでありまして、決して金融公庫を置いて、總裁理事を並べてもらいたいといふことを要請したわけではございません。特別会計制度を設けてもらいたい、そういう工合に申上げて、大臣もこれは強く賛成を頂きまして、それから大蔵大臣がお見えにならなかつたのですから、愛知政務次官の出席を求めたときも、愛知政務次官も大臣代理として来られて、趣旨には賛成する、実現については努力する、こういう話でありました。ところが出て来たものは全く似て非なるものが出来たわけでありまして、その似て非なるものについて、大臣は非常に拍手を送るやうなお話を承つたわけでありまして、どちらが御本心でありますか。

○國務大臣(小笠原三九郎君) 私どもとしては、ここで御決議を願つたやうな特別会計が最も希望であつたのであります。特別会計を最初から予算にも計上し、い／＼要請しておつたのであります。どうしても最後の段階に至つて公庫案以外にまとまりがつかないといふことになつたので、それはもう止むを得ない、それなら一つこれでまとめようといふことになつて公庫案でまとめた次第で、私から言えば、不本意ながら次善をとつた、こういう正直な、率直な私の感じですが。公庫案よりも勿論特別会計をとりたかつた。と申しますのは、特別会計であれば、その金がひとり無色の金であるばかりでなくて、どこの銀行、例えば商工中金等を初めとして、どこの銀行へもこれを廻すことができて、必要な部門にこれをやるのができますので、非常に活発にこの金が使ひ得るという妙味があることを思つておつたのですけれども、併し時たま／＼農林省にそういう公庫ができるやうな公庫を作るといふことなら同意しようといふことであつたので、特別会計では同意ができなかつたといふことになつたので、それではどうも次善をとらうといふので、止むを得ず公庫案に賛成をした次第です。これはその当時最後まで、何か新聞等にも出ておりましたが、通産省では飽くまでこの特別会計を主張した云々と出ておつたのは、それでありましたが、併しものを取りまとめなければならぬので、次善案をとつた次第です。

○栗山良夫君 それだけ承つておけばこの法律案の審議のときに大体頭が固まりますから結構です。それから金融機関等も非常に熱望しておつた信用保険法の中の保険率の七五％から九〇％に引上げの問題です。これは全

然出ていないんですが、これは又どう
いうわけですか。これもやはり愛知大
蔵政務次官は大臣代理で実現に努力す
ると言つておる。別に今までの保険の
実績から見て、国に損失をそんなにか
けておるわけではない。これを業者
もやつてくれ、金融機関もやつてく
れ、これさえあればもうとうまく貸出
しができるんだと言つておるのに、そ
うして国のほうもそう大して実損がな
いのにとりしてできないんですかね。

○國務大臣(小笠原三九郎君) これは
たしか金額を殖やすことは同意したん
ですけれども、この増を九〇%に高め
ることはどうも同意が得られなかつ
たということでも、そうなつておるよう
に承知しております。

○栗山眞夫君 結果はそうなつたわけ
ですけれども、なぜ同意が得られなかつ
たかというところは、大臣はそれまで
御承知はないわけですか。

○國務大臣(小笠原三九郎君) 事務的
に直接私が折衝したわけではありませ
んから、それまで承知しておりません
が、これでなければ根本的に同意が得
られなかつたということでありませう。

○栗山眞夫君 それはわかりました。
中小企業の一問題点は組織力の問題
で、組織を強くするということが、そ
れから今の金融の問題、それと資金源の
問題があります。それともう一つは中
小企業の信用力の脆弱なものをどうい
うことでカバーしてやる、その三本柱
でなくちやならんと思ひますが、その
三本柱をこの予算の編成期に當つて、
官業が過ぎるかも知れませんが、それ
も、大臣は、この経過はどこかで承知
しなかつたから、できなかったという
ような御認識よりないというところは、

僕は甚だどうも遺憾千万に堪えないと
思ひますがね。そういうことでは中
小企業対策としては、通産大臣はこれ
は落第です。

○國務大臣(小笠原三九郎君) それは
私は中小商工業者に対する、企業者に
對する考へ方の根本としては、まあ私
どもが税制の面で改正し得るものにつ
いて大蔵省と話をすることが一つであ
り、その次は金融面である。金融面
については、一番中小商工業者が欠けてお
る点はどこにあるかと言へば、これは
何と言つても中小企業者の中に企業金
融というものををつけることについての
十分な何がないことである。従つて企
業合理化でもしたいときに、企業金融
をつける機関が一つ是非とも必要であ
る。組合金融のことならば商工中金だ
けで事は足りる、これは二十倍もまだ
債券発行の権限を持つておつて、まだ
今後とも活躍すべき余地が十分ある。
又ごく零細なものについていうと、
これは国民金融公庫でやつてもらうと
いうことにすればよい。そこで先ず主
たる点は企業金融ということについて
考へる。こうすれば、金融は十分とは
言へませんが、一応こうやつて
ルールを造つて途を開いておけば、将
来これでだん／＼と途が拡がって行つ
て、金融の方途は漸たされるであろ
う。それであなたの言われる通り、そ
れは信用の点はこれは極めて大切であ
りますが、それは私は七十を九十にし
なかつた。そういうことは認識が足ら
ん、通産大臣落第だと言われるなら、
これは何をか言わんやです。

○栗山眞夫君 今の問題は私は別にそ
ういうふうに論じたわけではないの
で、特に事務的に申したわけではな
い、要するに中小企業対策として
は、非常に欠けておる点があると思ひ
ます。それは業界の非常に強い要望
から出ておるもので、やはりこれは推
進して頂きたい、大蔵省が今までのい
う難点があつたようですから、通商産
業省としてはやはり強く押してもらわ
なくちや困るというのが、この委員会
の要望でもあつたというのが、この委員
会について或いは私はこういう問題につ
いては、何も実害がないのだから、議員
提出あたりで私は出すことに將來なる
かもしれんと思ひます。それくらい
の氣持を私も持つております。その
で、一つ更に善処を私望しておきま
す。

それからその次は今の御報告の中
で、もう一つ遺憾に思ひますことは、電力
政策のことがちつとも細かく述べられ
なかつた点であります。一体今年の
一月からの電力制限状態は、一体どう
いう工合にお考えになりますか。例え
ば非常に極端な制限をしておりまし
て、最近中小企業安定法による調整組
合などは作らなくても、天然現象であ
る水が出ないということであつて、操業
短縮が自由自在にできておつて、一応
こういふような点から生産調節ができ
ておるようには私は見ておるのですが
ね。このことは非常に悲しむべきこと
で、若し豊水期になつて水が順調に出
て来るということになれば、更に又別
の現象が私は生まれて来ると思ひます
が、従つてこういふ渾水状態を通産省
としてはこれはもつての幸いだといふ
ようにお考えになつておるのか或いは
非常な困つたことだとお考えになつて
おるのかその点一つ承わりたいと思ひ
ます。

○國務大臣(小笠原三九郎君) 中小企
業金融について御懸念を頂いて私も
として厚くお礼を申し上げます。この上
ともよろしく一つお願いを申し上げます。

今の異常な渾水期のために、電力の
需要者に御迷惑をかけておる点につ
いては、衷心より通産省として遺憾に存
じております。けれどもどうもこれ
こそ人力の及ぶところにあらずで、今
急いで電源開発を促進するという方面
に努力を續けておる次第でございます。

○栗山眞夫君 そこで渾水状態のこと
を去年は随分国会のほうでも一生懸命
調査をしましたけれども、今聞きます
と、全然できていない。委員長から一
つ相当ひどい渾水状態であるので、一
応この委員会でももう少し細かくわか
りますように御手配願ひたいと思ひま
す。これはお願い申し上げます。

○委員長(結城安次君) これはちよつ
と申し上げますが、明後日呼ぶことにし
ております。

○栗山眞夫君 それと同時に電源開発
に非常な努力をしていられるというお話で
ありますけれども、その電源開発の努
力の中心は去年発足した電源開発促進
会社が責任の相当重要な部面を負うこ
とになつております。この会社の運営
振りが、私は直接は知りませんが、一
般新聞でも、業界の新聞或いはその他一般新聞
で見えておりますと、どうも半身不随の
傾向があるように私は見るのでありま
すが、この開発の直接運営監督の責任
は法によりますと、通商産業大臣にあ
つたように私は考へるのであります
が、そうですか。

○國務大臣(小笠原三九郎君) 監督は
通産大臣にあります。

○栗山眞夫君 通商産業大臣にこの開
発促進会社のことはいろ／＼お聞きす
れば全部わかるわけでありませうね。

○政府委員(石原武夫君) お尋ねが
ございますれば、これは調べて御報告申
上げます。

○栗山眞夫君 そこでこれも細かいこ
とは今日は伺ひませんが、概括的なこ
とを……

○委員長(結城安次君) ちよつと栗山
さん、申し上げますが、明後日はたしか
高崎君が来てくれるはずだと思ひま
す。

て来るということは、バルブ工場に持つて行けば単価もよく買つてくれるのだ、炭鉱では曲つておるやつははねるということもあるし、バルブ工場では何でも引受けてくれる、そうして金の支払も早い、こういう点から行きまして、この中小炭鉱というものは坑木が買えずに、修繕期が来ながらも、それに耐えて行くことにすれば困りつつある今日でありますので、炭価は必ずしも下るといふことでなく、相手かたの大手のほうのいい石炭が出るようになって来れば来るほど、国内需要に關して、中小のカロリーの悪い炭鉱の炭を買ふということがなくなつて来るために、炭価は逆に上るといふ見解を私は持つものであります。そういう考えから申しますればどうしても、繰返して申しますが、五カ年後には相当中小炭鉱はやめなければならぬ、自滅しなければならぬということに相成ると思ふのであります。そういうことになると連れましては、是非とも私としてはこれを整理するか、或いは出て来る石炭がカロリーの低くても、政府で補償して買上げて、そうしてその炭鉱の経営ができて行くように補助するといふような考えに持つて行つてもいいといふことをお願い申上げておきたいと思ふのであります。

○小瀧 堀君 今西田さんのお話にありますが炭価三割引下げということが新聞に出ると、却つて反対の方向の反響が出て来るということだつたのです、私も貿易の面から見て、東南アジア開港ということは、大臣のお話にもありましたが、私もこれは往々にして対外的に誤つた印象を与え易いといふことを常々恐れているのです。政策の

方向としてはそういうところにあるだろうと思ふのですが、やつぱり提議と申しますか、経済協力というか、もう少し政府側の正式な声明では慎重に考へられる必要がありはしないか。その例をとりますと、先ほどのお話にも出て、高橋さんが非常に力を入れておられた日印合併の製鉄事業というものが、一頓挫したやに新聞で見えておりますが、それは何も日本の侵略的な意図を恐れたというわけではないかも知れませんが、あの事情について大臣もすでに御存じと思ひますので、簡単に結構ですからお伺いしたいと思ふのです。高橋さんは行かれる前にも再三申せられました、我々は日本で資源が必要だからこういう事業をやるのだといふ考え方ではもう駄目なんだ、これまでの大東亜共榮圏とかいふような考え方の奥にひそんでいた気持ちを捨てて、自分は本當に虚心損懐にインドのために尽すし、そうして我々が共存共榮のためにやるのだといふ非常に崇高な考えを披瀝されておつたのです、あのいきさつについては西山大使からも電報が来たと思ひますが、相当政府側も連絡があつたと思ひますが、簡単に結構ですから真相をここで伺ひてきたらお述べ願ひたいと思ひます。

○國務大臣(小笠原三九郎君) 私も実は高橋氏に二回ほど会いましたが、たしか二月四日付のインド大使からの手紙で、本国のほうからこの五カ月以來話を進めておつた日印製鉄の問題については、これ以上話を進めないことにしたいといふことを言つて来たから、そういう電報を受取つたから承知してもらいたいといふ極めて簡単な手紙が

高橋氏宛にインド大使から来たわけですから。それで高橋氏もその後事情が少しわかりかねておつたわけですね。それであれは小瀧さんはよく御承知かも知れませんが、例のインドの何の關係について世界銀行のほうで五千万ドルですか、日印共同でやるなら金を出そうといつたやうな考え方があつたのですから、世界銀行からも何とか言つて来るかと思ひましたら、世界銀行から何とも言つて来ない。それで昨日でしたか、一遍インドのほうへ尋ねて見ようと思ふがどうだろうと、總理の御意向を伺つておくといふやうなことで、新聞なんか、總理の御意向を伺つた結果、ネール首相に宛てて手紙を高橋氏が出すといふことが新聞にも出ておりますが、それくらいで、余り話を進めなくなつて来た、中止された事情がよくわかりかねておる。或いはどういつた点からかういふふうになつて来てるのか、もう少しその返事が来ればわかると思ひます。いづれ飛行便が何かで詳しく高橋氏が手紙を出すことと思ひますから、それに対する返事が来ればわかりやすい。或いは一部には、それは話を有利に持つて行くために一時こうしたのじやないかといふ、向う側の何から来ておるのじやないかといふやうな見方をしている人もありますが、そんな見方はどうかといつて、私もこの間も実は話をしておつた次第であります。

それから小瀧さんのお話になつておつた一番最初の点、これは私もは誠に御同感であります、東南アジア開港といふやうな言葉がいろいろ今まで言われておるものですから、使われておる言葉をそのまま使つておるのであります、私もはあらゆる機会に、

とにかく向うのためになるということ、第一義に考へて行かなくてはいいかん、日本人がとかく向うへ行つて、まだ我々がアジアのうちに先進民族だといつたやうな考え方を以て向うに臨んでは、何事もできやしない。だから向うのためになることを考へて、向うのためになれば、延いてそれは日本の經濟發展を助けることになるし、又日本民族はやはり向うの者と本當に心から提携するといふ心持で、自分が少しでも優れておる民族だといふやうな考え方を持つてはいかんということ、は、たゞ／＼私は行かれる人ごとに申しておるのであります。その点から見ましてああいう不用意に、誰でも東南アジア開港といふやうなことを言つておるからあの言葉を使つてはおるのですけれども、何でしようね、向うが受けた印象はよくありますまいね。開港なんといふ言葉は……、これは何かいい言葉があれば変えることにいたしましう。

○小瀧 堀君 ジャーナリズムはいろいろ言ひますけれども、一國の主管大臣でありますから、その点御考慮になる必要がありはしないかと思つて申上げているのです。だが併し先ほどの高橋さんの關係された問題については、私はいさしくも日本の大使館がそこにある以上、これだけの大きな事業をするといふ際に、十分大使館と連絡されて然るべきであり、結局政府の力を借りなければならぬのですから、若しそういう形勢があれば、當然經濟通である西山大使は前以てその情報を探るべきであり、又館員もおることであり、経済主任の大使館員あたりがもつと經濟關係の情報を十分集める

という氣持に、通産省からも外務省あたりを指導せられる必要があるのじやないか。一体インドといふところはオプザーヴェーション・ポストで、情報を巧みに手に入れるのに都合がいい。殊に竹のカーテンの向う側の關係もあすこではわかりはしないか。同様に經濟についても非常に大きな關係があるところでありまして、もつと大使館を利用して頂いたらあつたやうな問題が起らないで済んだのじやないかといふふうに考へております。

それからお急ぎのようですから、それではもう少しお尋ねしたいこともありますけれども、それは離れて、一番緊急な問題として今のお話の中にも各國との通商條約を締結するといふお話があつたのですが、最近業界からもいろいろ言われておるのですけれども、アルゼンチンとの通商條約の問題です。これは七、八ヶ月やつておりますが、依然として片付かない、最近では大体土壇場まで来たけれども、農林省のほうとの話が付かないで、小麦の輸入について結論を得ない。そこでかういふふうに移れておる、一つは相手國が漫漫的の國であるといふことも言えるであります、こゝうした交渉に、今通産當局は食糧會計に依存しておるといふ關係もあろうかと思ひますが、輸入の補給金も出せない。いろいろ關係で結局食糧會計等と睨み合せて改良しなければならぬといふやうな困難があるのです、私は相手のある仕事であるから何も通産省が悪いとか、外務省が悪いとかいふやうな意味のことを申上げるのはありませんが、この促進方については是非大臣に御努力をお願いしたいと思ひます。と申しますの

はだん／＼鋼材あたりの値段も下つて来る、今までいろ／＼やつていたけれども、なか／＼きまらないというところ、ヨーロッパ方面からあの日本にとつて重要な市場であるアルゼンチンへいろいろの品物が入つて来る虞れもありますので、是非とも関係省で物を出す必要があれば出す、又小麦の品質について疑問があるならば、それについて早く手当をして見本を取るとか、或いは技術官を向うへ派遣するとかいうような措置をとるか、アルゼンチンとの条約は今一番問題になつておる条約ですから、これを是非急いでやつて頂きたいと思つたのですが、極めて最近の状況は如何でございますか、大臣にお伺いしたい。

○國務大臣(小笠原三九郎君) 今農林省のほうでいろ／＼なことを相談しておるといふようなことだけしか聞いておりません。何か特に聞いておりますか……。

○説明員(松尾泰一郎君) 御承知の通りアルゼンチンは非常に南米におきまして大きな市場でありまして、できるだけ早くいい協定ができますように、御指摘がありましたように大分前からいろ／＼やつておるわけでありまして、非常に問題がいろ／＼たくさんありまして、遺憾ながら今日まで遅れて参つたのであります。今もちよつとお触れになりましたように、大体大きな問題の見通しもつきまして、我々は想像しておりましたよりも、何と申しますか、有利に展開しつつあるわけでありまして、それで大体協定の枠、それからスウィングの問題等も大体話がつきまして結局今ひとつかかつております問題は、先ほど御指摘のありまし

たような小麦の長期契約と申しますか、これにつきましてはまあ今お話のありましたように、農林省が買上機関でありますので、農林省と十分相談しておるのであります。農林省の言ひ分によりますと、何分これまで余り輸入し、又使つた小麦がない関係上、少し不安を持つておるようなわけでありまして、それと小麦の質がハードである、ハードウィットになりますと、カナダからかなり買つておるといふような関係、それから日本における小麦のハードとソフトの比率という問題が、それから若干量が多過ぎるという問題がありまして、現在のところまだ農林省と完全に意見の一致はいたしておらん。

○小笠原三九郎君 あとは直接担当官にお尋ねいたします。今貿易の話が出ましたので、栗山さん、すみませんが、簡単に一つ、二つお話し頂きたい。

○栗山真夫君 どうぞ。

○小笠原三九郎君 優先外貨の問題がよく新聞に出ておる。あれは本場にバーセンテージを引上げるとか、或いは適用範囲を又広めて、スターリング地域も適用するようにするとかというように、本場に当分の構想があるのですか。新聞がゲスワイクで書いておるのか、その点をお伺いしたい。

それとも一つは、ドイツの制度は相当ガツトあたりで叩かれておるようだが、日本の制度は少し違ふので、私自身の考え方から言つて、もう少し引上げて輸出促進の役に利用したほうがいいのじやないかと思つたのですが、併しそうした対外関係にガツトに入らうとしておる日本として、事務当局のほうでもあの優先外貨を今後どういふふうに行つて行こうという方針を持つておられるか。その辺を簡単に結構ですから、一つ松尾君にお伺いしたい。

○説明員(松尾泰一郎君) 先ず現在の優先外貨は御存じのように、ドル地域にだけ適用いたしておるわけでありまして、従いまして現在やつておりますドル地域に優先する優先外貨につきましては、今御指摘のようによつて輸出振興の効果を挙げますためには率を引上げる問題、現在最高一割五分になつておりますが、これを例えば二割とか或いは二割五分乃至三割、最高限のほうを引上げるといふ問題が一つあるわけでありまして、それからスターリング地域、オープン・アカウント地域につきましては昨年の春頃だつたと思ひますが、一応支払関係が非常に日本側には有利になりました関係上停止をして今日まで来ておる。廃止しやなく、停止をして今日まで来ておる。このスターリング地域、オープン・アカウント地域についての優先外貨については、これを復活することはどうかという問題を目下研究いたしておるのでありますが、今ちよつとお話のありましたように、確かに日本の優先外貨制度は、ドイツのごとき為替の自由処分を認めるのと違ひまして、かなり違つておるのではあります。が、やはり輸出振興になるといいます。輸入による利益で以て輸出に引けるということについては、効果においては同じような効果になるわけですね。従いまして先般メキシコでありましたIMFの会議においても日本のこの制度が調査の対象になりました。これがダンピングの輸出ではないかと問題になつたのであります。いろ／＼調査の結果、かなりドイツの制度と違

うということでは悪いという判決は受けなかつたんであります。若干そのやよい制度であるといふことは言われなかつたわけでありまして、ドイツの制度自身はIMFにおきましても、その後海外におきましても、非常にダンピング促進措置であるといふ非難をこうむつておる。こういうことでありまして、従いまして輸出振興だけの観点から行きますれば、ドル地域については率の引上げ、或いはポンド、オープン・アカウント地域については制度の復活といふことを早急にやりたいのであります。が、その辺の海外に対する反響問題、それから外貨予算においてかなりの割合を占める恰好になりますので、いわゆる予算の金額上の問題が実はありまして、今直ちにこれを実施するといふ結論にまでは至つておりませんが、我々事務当局としては、できればそういう方向で早く解決をしたいといふふうには考えております。

○小笠原三九郎君 対外関係を考慮しておるといふのはどうですか。海外のいろいろな機関、スイスとかイギリスとかいうような在外公館へいろ／＼照会を出して検討しておるといふのですか、それともまあ国内で、各省でいろ／＼意見の交換をしておるといふ程度ですか。

私はこの点は若しやられるものなら、今は輸出沈滞の時代だから思い切つてやらせる。できないものなら別個の措置を強力に推進しなければならんと思つたので、新聞などに出ておるのを見ても、はつきりどつちにきめられる方向に動いておるかを伺いたい。それと調査の方法、対外関係、どういふことをやつておるか。

○説明員(松尾泰一郎君) 海外に対す

る影響であります。何も公文書を以て何があつたとか何とかがいふことではございせんが、その新聞でも日本はこういう制度をやつてゐるが、これは注目すべき事柄であるとかいふようなことを書かれたことが一時ございまして、又国際機関のいろいろな集まり、特に何といふんですか、E C A F B等の集まりにおいて、日本の輸出振興策としてこういう制度をとつておるが、それは問題ではないかといふふうなことが議論をされて、一、二の国を代表する委員からはやや批判的な意見があつた、そういう程度であります。従ひまして心臓強くやればそれまでといふことではございせんが、ガット加入を控えての問題でありますので暫くもよつと信用を得るといふような感じもして少し暇取つておるところであります。やがて近く結論を出したいといふふうな考へております。丁度四一九月の新しい輸入予算の編成期でありますので、そのときに合せて問題にしなればいかにわけありますから、早急に結論を出したいと思ひます。

○小瀬補 大体わかりました。が至急これを考へて頂いて、若しできるとすればこの際早急に実施して頂きたい。それから条約関係は、アルゼンチンは特に緊急を要するので、至急事務局のほうで馬力をかけて頂きたいといふこと。それからもう一つは、インドの関係を大臣に質問しましたけれども、あれに関連して、インドはなか／＼ほかの国とも条約を作つてないからできないのだといふような外務当局の話もあるのだけれども、丁度アメリカとの条約のような固苦しいものを作ろうとしないので、個々の問題、例えば日本人の技術者の居住に対するいろいろな保障をとりきめるとか、又は投資関係のことについての取極めをするといふような限定された個々の問題をとりえての取極めでもいいから、一つ早いうちに作らるゝ必要がありやしないか。それは勿論外務当局のやるべきことだけれども、通産省としては最も重大なる関心のあることですから、是非そうした面を早く進めて行かないといふと、先ほど大臣は貿易についてのいろいろ豊富な御意見を述べられましたけれども、この本年度の貿易というものは非常に困難な問題が存すると思ひますので、その点を特にお願いしておくわけでありませう。

それからもう一つ、これは大臣が賜られたので松尾君に質問するのは如何かと思ひますが、今の原稿を読まれたところを私が聞き取つたところによると、特に貿易はドル地域、東南アジア、中南米を相手とするといふように言われたのですが、これは又スターリング地域のほうについては手を緩め、それほど重要性を認めないといふ趣旨なのか。特にこの三地域が重要だといふ意味なのか、この辺について貿易担当の松尾君に最後にお伺ひしておきたいと思ひます。一体バランスが少し崩れるといふので、すぐさあ輸出振興だといふ、少しバランスがよくなるといふと、制限するといふような貿易政策が正しいか正しくないかといふことについて、はたから見るとすでに疑問を感じておるので、今の大臣の述べられたあの地域に対する点は、事務局はどつちのほうに見てゐるのか。それだけ伺つて私の質問を打ち切ります。

○説明員(松尾一郎君) 甚だあれであります。我々事務局としては、地域に對しましてはそういう差別をつけずに現在の段階としては考へております。確かにドル地域に輸出振興といふことを強調いたしますのは、ドル地域との取支の関係が非常にアンバランスになりまして、輸入超過である。従つてドル地域向けの輸出の振興に努力しなければならぬ。これも又当然のことではあります。昨年度と、或いは昨年の今頃と情勢が變りまして、現在の段階におきましてはポンド地域にしても、オーブン・アカウント地域にしても、あらゆる地域についてそれに尽力をいたさなければならぬ段階であります。ただ大臣の言われましたのは、まあ中近東にしましても、中南米市場にしましても、それらがどちらかと申しますと、日本の輸出市場として新しい市場なるがために、特にいろいろな施策を要する必要があるのではなからうかといふ意味で、特に特定して言われたのじやないかと思ひますが、輸出振興の地域といたしましては、まあ殆んど最近と同列に考へて然るべきかと考へております。

○委員長(結城安次君) 皆さん、ちよつとお諮りいたしておきますが、先ほど申し上げました通り、織物消費税の廃止に伴う特別措置に関する法律案、これは前に大蔵委員会と連合委員会を開くことに決定いたしましたので、その方針で進んで参りましたが、十二月に会期が終りに近付き、大蔵委員会のほうでも連合委員会を開く余裕がないといふことで、十二月二十三日に一応連合の件は打切つておいたのでありますが、その後会期も大幅に延長されましたので、更に連合委員会を申込もうかと存じますが、如何でございましょうか。

○委員長(結城安次君) それではさういいたします。

○委員長(結城安次君) それから更に今度衆議院議員提出として、中小企業等協同組合法の一部を改正する法律案、これは至急やつてもらいたいといふことで提案されておりますが、明日あたり提案者の説明を聞きたいと思ひます。明日伺うことにいたします。

○山本重夫君 それに異議ありませんが、参考人を適當に選んで、各界の一つ意見を聞くようにしてもらいたいと思ひます。

○委員長(結城安次君) 明日ですか、とにかく明日伺ひまして、それから御相談するなりいたしたいと思ひます。

それから先ほど問題になりました電源開発株式会社設立後の業務の運営状況、これは電源開発会社から聞きたいと思ひます。

それから今冬、つまり今年の洪水及びその電力制限状況並びに火力用炭の目次中「第五章 企業組合(第七十八條―第八十二條)」を

「第五章 企業組合(第七十八條―第八十二條)」を
第五條の二 火災保險組合(第八十二條の十四)に
第五條の三 火災保險組合中央会(第八十二條の十五―第八十二條の十九)に
改める。

第二條に次の二号を加える。
五 火災保險組合
六 火災保險組合中央会
第三條の次に次の一条を加える。
(火災保險組合の地区)
第三條の二 火災保險組合の地区

消費地負担状況、これは公益事業局長から、それらのほかにまだ陳情請願もございまして、時間があつたらそれをもたしたいといふので、二十日に午後一時からやりたいと存じますが、電源開発に關して總裁、副總裁又理事等を呼ぶには委員会の同意を要しますから、一つこれは御承認願ひたいと存じます。

○委員長(結城安次君) よろしくございませう。

○委員長(結城安次君) よろしくございませう。

それでは今日はこれで散會いたします。

午後四時八分散會

十二月二十三日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。
一、中小企業等協同組合法の一部を改正する法律案(衆)
中小企業等協同組合法の一部を改正する法律案
中小企業等協同組合法の一部を改正する法律
中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一號)の一部を次のように改正する。

は、都道府県の区域とする。
第五條第一項に次の二号を加える。
五 火災保險組合にあつては、火災保險組合
六 火災保險組合中央会にあつて

は、火災保険組合中央会

第五条第二項中「又は企業組合」を「企業組合、火災保険組合又は火災保険組合中央会」に改める。

第六条第一項に次の一号を加える。

三 火災保険組合又は火災保険組合中央会

第七条に次の二項を加える。

5 火災保険組合の組合員たる資格を有する者は、組合の地区内において商業、工業、鉱業、運送業、サービス業その他の事業（農林畜水産業を除く。）を行う者であつてその常時使用する従業員の数が三百人（商業又はサービス業を主たる事業とする者については三十人）を超えないもの及びその従業員とする。

6 火災保険組合中央会の会員たる資格を有する者は、火災保険組合とする。

第十条第一項中「組合員」を「組合員（火災保険組合の組合員及び火災保険組合中央会の会員を除く。本条中以下同じ。）」に改める。

第十二条第一項中「組合」を「組合（火災保険組合を除く。）」に改める。

第十五条に次の二項を加える。

2 火災保険組合又は火災保険組合中央会設立当時の組合員又は会員は、定款で定める期間内に保険料の支払をしなかつたときは、その時に組合員又は会員たる地位を失ふ。

3 火災保険組合又は火災保険組合中央会の設立後に組合員又は会員にならうとする者が組合又は中央会に保険料の支払をしたときは、

その者は、その時（定款で別段の定をしたときはその日）から組合員又は会員となる。

第十九条第二項及び第三項を第三項及び第四項とし、第二項として次の一項を加える。

2 火災保険組合又は火災保険組合中央会の組合員又は会員は、前項各号の事由の外、保険関係の全部の消滅によつて脱退する。

第二十條の次に次の一條を加える。

（火災保険組合の場合）

第二十条の二 火災保険組合又は火災保険組合中央会の組合員又は会員が第十八条及び第十九条第一項の規定により脱退したときは、保険関係は、消滅する。

2 火災保険組合又は火災保険組合中央会の組合員又は会員は、組合又は中央会を脱退したときでも、脱退の日に関する事業年度の追徴金及び保険金額の削減に關しては、その義務を免れることができない。

第二十一条中「前条」を「第二十条」に改める。

第二十四条第一項中「又は企業組合」を「企業組合又は火災保険組合」に、「協同組合連合会」を「協同組合連合会又は火災保険組合中央会」に、「その会員にならうとする二以上」を「それぞれ、その会員にならうとする二又は五以上」に改め、第二項中「信用協同組合」を「信用協同組合又は火災保険組合」に改める。

第二十七條の二に次の一項を加える。

4 前三項の規定は、火災保険組合又は火災保険組合中央会の設立については、適用しない。

第七十二条の二の次に次の二條を加える。

（火災保険組合等の特例）

第二十七條の三 火災保険組合又は火災保険組合中央会を設立するには、発起人は、創立總會の終了後遅滞なく定款及び事業計画書を行政府に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

2 前項の場合において発起人は、行政府の要求があるときは、設立に関する報告書を提出しなければならない。

第二十七條の四 行政府は、火災保険組合について前条第一項の申請があつた場合において、左の各号の一に該当し、且つ、その事業が健全に行われ公益に反しないと認められるときには、設立の認可をしなければならない。

一 地方公共団体又は金融機関が火災保険組合の保険事業に要する資金を保証する措置を講じたとき。

二 保険会社又は火災保険組合中央会において再保険を引き受けるべきとき。

第二十八條中「前条第一項の認証を受けた後」を「第二十七條の二第一項の認証を受け、又は第二十七條の三第一項の設立の認可を受けた後」に改める。

第二十九條第一項中「受けたときは、」の下に「火災保険組合又は火災保険組合中央会の場合を除き、」を加える。

第三十一条中「組合」を「組合（火災保険組合及び火災保険組合中央会を除く。）」に改める。

第三十三条第一項第七号中「その払込の方法」の下に「（火災保険組合及び火災保険組合中央会にあつては、保険の目的及び保険料率）」を、第八号中「規定」の下に「（火災保険組合の場合を除く。）」を、第十号中「方法」の下に「火災保険組合及び火災保険組合中央会にあつては、準備金の積立及び管理の方法に關する規定」を加える。

第三十九條第二項第三号中「払込」の下に「（火災保険組合及び火災保険組合中央会にあつては、各組合員又は会員の保険契約の種類、保険金額及び保険料）」を加える。

第五十一条第二項中「行政府の認証」の下に「火災保険組合又は火災保険組合中央会にあつては、行政府の認可」を加え、同条第三項を次のように改める。

3 前項の認証及び認可については、それぞれ第二十七條の二第二項及び第二十七條の四の規定を準用する。

第五十七條の次に次の一條を加える。

（火災保険組合等の責任準備金）
第五十七條の二 火災保険組合及び火災保険組合中央会は、毎事業年度の終において存する保険につき、省令の定めるところにより、責任準備金を積み立てなければならない。

第五十八條第三項中「第一項」を「第一項及び前項」に改め、同項を第四項とし、同条第四項を第五項とする。

し、同条第二項の次に第三項として次の一項を加える。

3 火災保険組合及び火災保険組合中央会は、前二項の規定にかかわらず、損失の補てんに備えるため、定款の定めるところにより、毎事業年度の剰余金の五分の一以上を準備金として積み立てなければならない。

第五十九條第一項中「同条第四項」を「同条第五項」に改め、同条第二項中「組合員の組合事業の利用分量又は払込出資額に応じて」の下に「（火災保険組合及び火災保険組合中央会にあつては、組合員が払い込んだ保険料の額に比例して）」を加え、同条第二項を第三項とし、同条第三項を第四項とし、同条第一項の次に第二項として次の一項を加える。

2 火災保険組合及び火災保険組合中央会にあつては、剰余金の配当は、前項の規定にかかわらず、第五十七條の二の責任準備金を控除し、損失をてん補し、前条第三項の準備金を控除した後でなければ、これをしてはならない。

第五十九條の次に次の二條を加える。

（火災保険組合等の特例）
第五十九條の二 火災保険組合又は火災保険組合中央会の財産目録に記載する有価証券のうち省令で定める国債又は利払及び償還が確実であると認められる債券については、省令の定めるところにより、均等利廻評價の方法による価額を附することができ。

第五十九條の三 火災保険組合又は火災保険組合中央会の設立費用及

び初めの五年度の事業費は、組合又は中央会の成立後十年を超えない期間内に、定款の定めるところにより、毎年その一部を償却することができる。

第六十二条第一項第五号中「事業の全部の譲渡」の下に「（火災保険組合及び火災保険組合中央会の場合を除く。）」を加え、同項に次の一号を加える。

七 第六六条の五第二項の規定による解散の命令
同条に次の一項を加える。

3 解散の決議は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第六十二条の次に次の一条を加える。

（火災保険組合等の解散の効果）

第六十二条の二 火災保険組合又は火災保険組合中央会が解散したときは、合併の場合を除いては、保険関係は、終了する。

2 前項の場合には、火災保険組合又は火災保険組合中央会は、まだ経過しない期間に対する保険料を払い戻さなければならない。

第六十三条に次の一項を加える。

3 火災保険組合又は火災保険組合中央会にあつては、合併は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。この場合において、第二十七条の四の規定を準用する。

第五章の次に次の二章を加える。

第五章の二 火災保険組合

（事業）

第八十二条の二 火災保険組合は、組合員が火災に因つて受けること

のある損害（人の生命又は身体に関する事故による損害を除く。）を、てん補する相互保険事業を行うものとする。

（保険金額の最高限）

第八十二条の三 火災保険組合は、一組合員と保険金額の総額が三百万円を超える保険契約を締結することができない。

（保険の目的の譲渡）

第八十二条の四 保険の目的たる動産又は不動産の譲受人は、火災保険組合に通知して、保険関係に関する譲渡人の有する権利義務を承継することができる。

2 火災保険組合は、正当な事由があるときは、前項の通知を受けた後直ちにその旨を譲受人に通知して、前項の権利義務の承継を拒むことができる。

3 前二項の規定は、保険の目的たる動産又は不動産につき、相続その他の包括承継があつた場合に準用する。

（保険の目的の譲受人等）

第八十二条の五 保険の目的たる動産又は不動産の譲受人が、前条第一項の規定により当該動産又は不動産につき組合員の有する保険関係に関する権利義務を承継したときは、その者は、当該動産又は不動産を譲り受けた時から組合員となる。但し、組合が、同条第二項の規定により承継を拒んだときは、この限りでない。

2 前項の規定は、前条第三項の規定による保険関係に関する権利義務の承継があつた場合に準用する。

（保険関係の成立等）

第八十二条の六 保険関係は、火災保険組合が保険料を受け取つた時に成立する。

2 火災保険組合の損害をてん補する責任は、定款で別段の定をした場合の外は、保険関係が成立した日の翌日から始まる。

（保険証券の交付及び記載事項）

第八十二条の七 火災保険組合は、組合員の請求があつたときは、保険証券を交付しなければならない。

2 保険証券に記載すべき事項は、省令で定める。

（追徴金）

第八十二条の八 火災保険組合は、定款の定めるところにより、追徴金を支払わせることができる。

2 前項の追徴金に関する制限は、省令で定める。

（相殺できない場合）

第八十二条の九 火災保険組合の組合員は、火災保険組合に支払うべき保険料及び追徴金につき、相殺をもつて火災保険組合に対抗することができない。

（火災保険組合の保険の目的の調査等）

第八十二条の十 火災保険組合は、保険の目的たる動産及び不動産に關して、調査をし、又は組合員に通常の防火設備その他必要な処置をすべきことを指示することができる。

（資金の運用）

第八十二条の十一 火災保険組合は、その資金の運用については、省令の定めるところにより、これを行ふしなければならない。

（募集の禁止）

第八十二条の十二 火災保険組合は、手数料、報酬その他の対価を支払つて、他人の保険契約の締結の代理又はその媒介を委託してはならない。

2 保険募集の取締に関する法律（昭和二十三年法律第七十一号）第九條の規定は、火災保険組合の行う保険に係る募集には適用しない。

（商法の準用）

第八十二条の十三 商法（明治三十二年法律第四十八号）第三編（商行為）第十章（保險）第一節（損害保險）第一款（總則）（第六百四十九條第二項及び第六百六十四條（保險証券の記載事項及び相互保險）を除く。）及び第二款（火災保險）（第六百六十八條（保險証券の記載事項）を除く。）の規定は、火災保險組合の行う保險について準用する。

（保險業法の適用除外）

第八十二条の十四 火災保險組合の行う保險事業については、保險業法（昭和十四年法律第四十一号）は、適用しない。

第五章の三 火災保險組合中

（中央会の数）

第八十二条の十五 火災保險組合中央会は、全国を通じて一箇とする。

（事業）

第八十二条の十六 火災保險組合中央会は、定款の定めるところにより、左の事業を行うものとする。

一 火災保險組合が火災保險事業

によつてその組合員に対して負う保險責任の再保險

二 保險料率の算出

三 損害の發生の予防及び防止に關する事項の調査及び指導

四 會員たる火災保險組合の委託によつてする保險引受のための動産及び不動産の調査及び保險の目的たる動産及び不動産についての損害の調査

五 前各号の事業に附帶する事業（再保險の免責）

第八十二条の十七 火災保險組合中央会は、火災保險組合が法令又は定款に違反しててん補したときは、火災保險組合にてん補の責がない限度に應じて再保險金額の全部又は一部の支払いの責を免がれることができる。

2 火災保險組合中央会は、火災保險組合がてん補額を不当に認定しててん補したときは、てん補額を査定して再保險金額の一部の支払いの責を免れることができる。

（保險料率）

第八十二条の十八 火災保險組合中央会は、定款の定めるところにより、會員たる火災保險組合に対して保險料率の計算につき必要な資料の提出を求めることができる。

2 火災保險組合中央会が算出する保險料率は、火災保險組合の保險事業の健全な発達を図るための合理的且つ適當なものでなければならず、又不當に差別的なものであつてはならず、且つ、會員たる火災保險組合を拘束するものであつてはならない。

3 會員たる火災保險組合は、その保險料率についての定款の変更につき行政庁の認可を受けようとする場合においては、単独に、直接に、且つ、自己のためにこれをしなければならぬ。

4 火災保險組合中央会は、保險料率を算出したときは、その主たる事務所に、算出した保險料率表及びその表の算出の基礎となつた資料を備えて置かなければならぬ。

(準用規定)

第八十二條の十九 火災保險組合中央会の再保險事業に関する事項については、第八十二條の六から第八十二條の九まで及び第八十二條の十一から第八十二條の十四までの規定を準用する。

第八十三條第一項中「二週間以内」の下に「(火災保險組合及び火災保險組合中央会にあつては、設立の認可があつた日から二週間以内)」を加へ、同條第二項但書を次のように改める。

但し、企業組合にあつては第三号の事項、火災保險組合及び火災保險組合中央会にあつては、第五号の事項は、この限りでない。

第九十二條第二項中「及び企業組合登記簿」を「企業組合登記簿、火災保險組合登記簿及び火災保險組合中央会登記簿」に改める。

第九十三條第二項中「出資の払込のあつたことを証する書面」の下に「(火災保險組合及び火災保險組合中央会にあつては、設立の認可があつたことを証する書面)」を加へる。

第六六條の次に次の五條を加へる。

(火災保險組合等の特例)

第六六條の二 火災保險組合及び火災保險組合中央会の監督に関する事項については、前三條の規定を適用しない。

第六六條の三 行政庁は、火災保險組合又は火災保險組合中央会の業務又は財産の状況に關して監督上必要があると認めるときは、火災保險組合又は火災保險組合中央会からその業務又は財産の状況に關し報告を徴することができる。

第六六條の四 行政庁は、火災保險組合又は火災保險組合中央会の業務又は会計が法令、法令に基いてする行政庁の処分若しくは定款に違反する疑があるとき、又はその業務若しくは財産の状況により監督上必要があると認めるときは、何時でも、その火災保險組合又は火災保險組合中央会の業務又は会計の状況を検査することができる。

第六六條の五 行政庁は、第六六條の三の規定により報告を徴した場合又は前條の規定により検査を行つた場合において、火災保險組合又は火災保險組合中央会の業務又は会計が法令、法令に基いてする行政庁の処分若しくは定款に違反すると認めるときは、その火災保險組合又は火災保險組合中央会に對して、役員、職員、事業の停止、定款の変更その他必要な措置を採るべき旨を命ずることができ

る。

2 火災保險組合又は火災保險組合

中央会が前項の規定による命令に違反したときは、行政庁は、その火災保險組合又は火災保險組合中央会の解散を命ずることができ

る。

第六六條の六 組合員若しくは會員又は總代が、總組合員若しくは總會員又は總總代の十分の一以上の同意を得て、總會又は總代の招集手続、議決の方法又は選舉が法令、法令に基いてする行政庁の処分又は定款に違反することを理由として、その議決又は選舉若しくは當選決定の日から一箇月以内に、その議決又は選舉若しくは當選の取消を請求した場合において、行政庁はその違反の事実があると認めるときは、當該議決又は選舉若しくは當選を取り消すことができる。

第六十一條第一項に次の一號を加へる。

四 火災保險組合及び火災保險組合中央会については、行政庁とする。

第六十五條第六號の二を第六號の三とし、同條に第六號の二として次の一號を加へる。

六の二 この法律の規定により行政庁の認可を受けなければならぬ場合にその認可を受けなかつたとき。

同條第十三号中「第五十八條」を「第五十七條の二、第五十八條」に、同條第二十号中「第五十五條の三」を「第六百五條の三、第六百六條の三」に、「又は虚偽の報告をしたとき。」を「若しくは虚偽の報告をし、又は第六百六條の四の規定による検査を拒

み、妨げ、若しくは忌避したとき。」に改める。

同條第十九號の次に次の一號を加へる。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 印紙税法(明治三十二年法律第五十四號)の一部を次のように改正する。

第五條第六號ノ十一の次に次の一號を加へる。

六ノ十二 火災保險組合又ハ火災保險組合中央会ノ発スル証書帳簿

二月七日日本委員会に左の事件を付託された。

輸出品取締法の一部を改正する法律案

輸出品取締法の一部を改正する法律案

輸出品取締法(昭和二十三年法律第五十三號)の一部を次のように改正する。

第二條中「をいい、輸出業者」とは、輸出品を輸出し、又は輸出品として政府に譲り渡す者(「生産業者」とは、輸出品を生産し、又は加工する者)を削る。

第四條を次のように改める。

第四條 主務大臣は、輸出品の品目を指定して、その各々につき、品質に關する最低の標準又は包裝条件及びその標準又は条件に達している旨を表示すべき様式を定めることができる。

2 主務大臣は、前項の規定により指定された輸出品の特定の地域における声価を維持するため特に必要であると認めるときは、その品目及び地域を指定して、前項の規定により定められた標準又は条件より高い標準又は条件及びその標準又は条件に達している旨を表示すべき様式を定めることができる。

3 前二項の規定は、左に掲げる場合は、適用しない。

一 本邦にある外国公館が送付する貨物その他主務省令で定める貨物を輸出するとき。

二 当該貨物の輸出が輸出品の戸価を害するおそれがないと認められる場合において、主務大臣が許可したとき。

第七条及び第七条の二を次のように改める。

第七条 第四条第一項の規定により指定された輸出品であつて、同条第二項の規定により指定されないもの及び同条第二項の規定により指定された輸出品であつて、同項の規定により指定された地域以外の地域に輸出されるものは、同条第一項又は第二項の規定により定められた様式に従う表示（主務大臣が指定する輸出品にあつては、表示の日の後主務大臣が定める期間を経過しないものに限る。）並びに氏名又は名称を附したものでなければ、これを輸出してはならない。

2 第四条第二項の規定により指定された輸出品であつて、同項の規定により指定された地域に輸出されるものは、同項の規定により定められた様式に従う表示（主務大臣が指定する輸出品にあつては、表示の日の後主務大臣が定める期間を経過しないものに限る。）並びに氏名又は名称を附したものでなければ、これを輸出してはならない。

3 第四条第一項又は第二項の規定により指定された輸出品にそれ

ぞれこれらの規定により定められた様式に従う表示をしようとする者は、その輸出品がそれぞれこれらの規定により定められた標準又は条件に達しているときでなければ、その表示をしてはならない。

4 前三項の規定は、前条第三項に掲げる場合は、適用しない。

第七条の二 第三条又は第四条の規定により指定された輸出品であつて、これらの規定により定められた等級又は標準に係る機械器具その他の設備又は知識経験を要するものと認めて主務大臣が指定する品目に属するものは、その指定の日から六十日を経過した後は、政府機関又はその品目ごとに主務大臣が行う登録を受けた者でなければ、これらの規定により定められた等級又は標準に係る様式に従う表示をしてはならない。

2 第四条の規定により指定された輸出品であつて、同条の規定により定められた条件に係る様式に従う表示をするには、特別の機械器具その他の設備又は知識経験を要するものと認めて主務大臣が指定する品目に属するものは、その指定の日から六十日を経過した後は、政府機関又はその品目ごとに主務大臣が行う登録を受けた者でなければ、同条の規定により定められた条件に係る様式に従う表示をしてはならない。

3 主務大臣は、前三項の規定による指定をしたときは、その輸出品の品目を官報に公示しなければならぬ。

4 主務大臣は、第一項又は第二項の規定による登録をしたときは、その登録をした者（以下「被登録者」という。）の氏名又は名称、住所及びこれらの規定による表示の業務に係る事業所の所在地を官報に公示しなければならない。

第七条の三 前条第一項の下に「又は第二項」を加える。

第七条の四 第七条の二第一項の下に「又は第二項」を加え、第四号を削る。

第七条の五 次のように改める。

三の規定による登録の申請が左の各号に適合していると認めるときでなければ、これを登録してはならない。

一 主務大臣が定める機械器具その他の設備を用いて第七条の二第一項又は第二項の規定による表示の業務を行うものであること。

二 主務大臣が定める条件に適合する知識経験を有する者が第七条の二第一項又は第二項の規定による表示の業務に従事し、その数が主務大臣が定める数以上であること。

三 第七条の二第一項又は第二項の規定による表示の業務を行うため主務大臣が定める地域ごとに一以上の事業所を有すること。

四 第七条の二第一項又は第二項の規定による表示の業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによつて、これらの規定による表示の業務の

運営が不公正となるおそれのないものであること。

五 法人である場合には、その役員又は構成員の構成が第七条の二第一項又は第二項の規定による表示の業務の公正な運営に支障を及ぼすおそれのないものであること。

六 その登録をすることによつて申請に係る品目に属する輸出品に係る第七条の二第一項又は第二項の規定による表示の能力が著しく過剰とならないこと。

2 主務大臣は、前項第一号の機械器具、同項第二号の条件及び数並びに同項第三号の地域を定め、又は変更したときは、これを官報に公示しなければならない。

第七条の六 第一項中「第七条の二第一項」の下に「若しくは第二項」を加え、第二号を第四号とし、第一号の次に次の二号を加える。

二 第三項の規定による命令に違反したとき。

三 次条第四項の認可を受けた規程によらないで、第七条の二第一項又は第二項の規定による表示の業務を行ったとき。

3 主務大臣は、被登録者が前条第一項第一号から第五号までに適合しなくなつたと認めるときは、その者に對し、期間を定めて、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第七条の七 中「第七条の二第一項」の下に「又は第二項」を加え、同条に次の三項を加える。

4 被登録者は、第七条の二第一項又は第二項の規定による表示の業務に関する規程を定め、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

5 被登録者は、主務大臣の許可を受けなければ、第七条の二第一項又は第二項の規定による表示の業務を休止し、又は廃止してはならない。

6 主務大臣は、前項の規定により許可をしたときは、その旨を官報に公示しなければならない。

第七条の八 中「被登録者又は政府機関」を「政府機関又は被登録者」に改め、「第七条の二第一項」の下に「又は第二項」を加える。

第七条の九 第一項中「被登録者の表示の業務を行うための機械器具その他の設備若しくは第七条の七第三項の帳簿」を「若しくは被登録者の業務の状況若しくは帳簿書類その他の物件」に、「輸出品の輸出入業者、第六号若しくは第七条の規定による表示をする生産業者若しくは被登録者」を「輸出品に第六号若しくは第七条の規定による表示をする者」に改め、「第七条の二第一項」の下に「又は第二項」を加える。

第八条第二項中「又は輸出品として政府に譲渡し」を削る。

第十条を次のように改める。

（不服の申立）

第十条 この法律の規定により行政庁又は被登録者のした処分に不服のある者は、その旨を記載した書面をもつて主務大臣に聴聞会の開催を請求することができる。

2 主務大臣は、前項の請求があつたときは、聴聞会を開いて、不服の事由を審査し、文書をもつて決定をしなければならぬ。

第二十一条の二第二項中「第七條の二第二項」の下に「又は第二項を、『政府機関』の下に『又は被登録者』を加える。

第十二条中「第七條の二第二項において準用する場合を含む。」を削り、「第七條第一項若しくは第二項」を「第七條第一項から第三項まで」に改め、「第七條の二第二項」を削る。

第十四条中第二号から第四号までを削り、第一号を第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

一 第七條の二第一項若しくは第二項、第七條の七第一項、第二項若しくは第五項、第七條の八又は第八條第一項の規定に違反した者

第十七条中「第十二條及び前三條」を「その法人又は人の業務に關し、第十二條、第十四條又は第十六條」に改める。

附則

1 この法律の施行期日は、公布の日から起算して三月を超えない期間内において政令で定める。

2 この法律の施行の際現に改正前の第七條の二第二項の規定による登録を受けている者は、その登録を受けた日から二年間は、改正後の同項の規定により登録を受けたものとみなす。

3 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

二月十四日本委員会に左の事件を付託された。

一、電気設備等の復元反対に關する請願（第一六二九号）

一、十勝川水系糠平電源開発工事促進に關する請願（第一六三〇号）

一、北海道豊富村地帯の天然ガス開発調査促進に關する請願（第一六三二号）

一、海底電力線敷設に關する請願（第一六三七号）

第一六二九号 昭和二十八年二月二日受理

電気設備等の復元反対に關する請願 請願者 長崎縣議會議長 岡本直行

紹介議員 藤野 肇雄君 秋山俊一 郎君

さきに第十三国会において議員提出法案として提出され、同国会において審議未了となつた電気設備等の復元法案が再び最近の国会に提出される模様のようであるが、同法案は戦時中電力管理法および配電統制令によつて統合された送配電施設および供給事業を、電気事業の自由企業化を理由として旧所有者に復元することを目的としたものであつて、現在供給力の不足と高発電原価に悩む九州特に電力の純消費量たる長崎県としては到底承服し得ないから、電気設備等の復元に反対であるとの請願。

第一六三〇号 昭和二十八年二月二日受理

十勝川水系糠平電源開発工事促進に關する請願 請願者 北海道十勝支庁内 小林行夫外一名

紹介議員 青山 正一君

今般十勝川水系糠平電源開発計画が国策として採択され、着工が決定されたが、本電源の開発によつて十勝の総合開発が飛躍的に促進されるから、本工事の促進を図りたいとの請願。

第一六三一号 昭和二十八年二月二日受理

北海道豊富村地帯の天然ガス開発調査促進に關する請願 請願者 北海道天塩郡豊富村 長 朝日春吉外二名

紹介議員 青山 正一君

北海道背稜山脈の西側北見國稚内にはじまり天塩國天塩、遠別、稜別地方に至るいわゆる天北油田には石油鉞脈に隣伴する天然ガスを豊富に埋藏し、本道においても最も最大のもので千葉、新潟兩県をしのぐものであるから、本道総合開発の一環として豊富村地帯におけるこれらの未利用地下資源天然ガスの合理的開発促進をきするため、全額国費をもつて地質鉞床試験調査を実施せられたいとの請願。

第一六三七号 昭和二十八年二月二日受理

海底電力線敷設に關する請願 請願者 福岡県宗像郡大島村 長 大嶋俊基

紹介議員 團 伊能君

福岡県大島村は、県下最大の漁業の中心であり、その根拠地であるとともに北九州における航路の要衝に当り、かつ海上保安、國境警備の第一線となつてゐる。しかるに現在大島には完全な電気施設がないために港灣はあつてもそれが充分な価値を発揮することができず、大漁場があり大量の漁獲があつても不合理な非能率的な経営に終り、

その他の産業ないし文化、保安、警備等においてこうむる損害はじん大なものがあるから、すみやかに海底線による電源開通の事業を完成せられたいとの請願。